

種子繁殖型イチゴ品種「うた乃」の種苗取扱業者の募集

三重県農業研究所が新たに育成した種子繁殖型イチゴ品種「うた乃」（出願番号 第 36049 号）について、三重県内で苗を生産し販売する種苗取扱業者を、三重県内の法人を対象に公募します。

1. 募集期間 令和6年1月29日（月）～ 令和6年2月13日（火）
2. 募集する事業者および数 三重県内の種苗業者 1社
※今後、苗の需給状況に応じて、種苗取扱業者を追加募集する可能性があります。
3. 種苗取扱業者に対する許諾の内容
 - (1) 「うた乃」に係る苗の生産（プラグ苗を基本とします）、調整、譲渡の申出、譲渡またはこれらのための保管の行為とします。これらの行為は三重県内で行うこととします。
 - (2) 「うた乃」の苗の譲渡先は、「うた乃」の生産許諾、生産者団体許諾を有する者に限り、無償譲渡は認めません。
4. 「うた乃」種子の入手方法
令和6年度は三重県が、令和7年度以降は「うた乃」種苗生産許諾者から有償譲渡します。
5. 許諾を認める種苗取扱業者の要件
 - (1) 三重県内に事業所をもつ法人であること。
 - (2) 三重県内で「うた乃」の苗を生産する実施計画が妥当であること。
 - (3) 三重県内で苗生産を行い、野菜・花き類の十分な苗の生産実績があること。
 - (4) 野菜・花き類の苗生産の高度な能力を有し、その技術を活かせること。
 - (5) 資本金が概ね100万円以上であり、税の滞納がないこと。
 - (6) 利用料支払い能力と販売する苗に起因する問題発生時の対応に必要な経済力を有すること。
6. 種苗取扱業者の遵守事項
 - (1) 種苗法およびその他法令を遵守しなければならない。
 - (2) 許諾契約を遵守しなければならない。
 - (3) 育成者権侵害の防止に協力する。
 - (4) 良質な苗を提供する。
 - (5) 「うた乃」を栄養繁殖によって増殖してはならない。
 - (6) 「うた乃」に生じた突然変異や種子に混入した異品種等を品種登録出願または育種に用いてはならない。
 - (7) 「うた乃」を海外に譲渡の申出または譲渡を行ってはならない。

7. 許諾期間

許諾契約には「出願品種に係る許諾契約」と「育成者権に係る通常利用権許諾」の2種類あり、それぞれの許諾期間は以下のとおりです。

- (1) 「うた乃」が出願中で品種登録に至るまで（出願品種に係る許諾）は、契約締結の日から、種苗法による品種登録までとします。
- (2) 「うた乃」が品種登録された後（育成者権に係る通常利用権許諾）は、品種登録の日から4年を経過した後に最初に訪れる3月31日までとします。

8. 許諾による利用料の支払い

①年間3万円（消費税別）または②年間種苗販売額（消費税別）から年間種子購入額（消費税込）を差し引いた額の3%に相当する額（消費税別）のうち、いずれか高い額を徴収します。

9. 受付窓口

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町 530
三重県農業研究所 研究戦略課（黒田、石原）
TEL:0598-42-6357 FAX:0598-42-1644 e-mail:nougi@pref.mie.lg.jp

10. 必要書類

- (1) 様式を指定した書類
 - 1) 種苗取扱利用許諾申請書（様式1）
 - 2) 事業実施計画書（様式2）
 - 3) 誓約書（様式3）
 - 4) 野菜・花き種苗生産実績書（様式4）
- (2) 一般書類
 - 1) 定款等
 - 2) 会社紹介等
 - 3) 登記事項証明書
 - 4) 損益計算書
 - 5) 貸借対照表
 - 6) 国税、都道府県税および市町村税の納税証明書
 - 7) 印鑑証明書

11. 申請方法

各必要書類を揃え、三重県農業研究所の受付窓口に、募集期間内に持参または郵送（募集期限の当日の消印有効）にて提出（各1部）してください

12. 審査について

提出いただいた書類に基づき、事業者の能力、事業計画の妥当性等を審査します。審査結果は三重県農業研究所から令和6年2月22日（木）までにお知らせします。